

川崎市総合計画市民検討会議開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市総合計画市民検討会議（以下「市民検討会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 これからの川崎の目指すべき方向やその取組内容を明らかにする新たな総合計画を策定するにあたり、市民意見を聴取することを目的とする。

(委員)

第3条 市民検討会議の委員は、市民及び学識経験者に就任を依頼する。

(関係者の出席)

第4条 市民検討会議において、必要があると認めるときは、専門家又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 市民検討会議の庶務は、総合企画局において処理する。

(開催期間)

第6条 会議の開催期間は平成28年3月31日までとし、必要に応じて開催することとする。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。